

昭和五十一年法律第六十四号

振動規制法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 特定工場等に関する規制(第四条―第十三条)
- 第三章 特定建設作業に関する規制(第十四条―第十五条)
- 第四章 道路交通振動に係る要請(第十六条―第十七条)
- 第五章 雑則(第十七条―第二十三条)
- 第六章 罰則(第二十四条―第二十八条)
- 附則

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

第二条 (定義)

この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

この法律において「道路交通振動」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。)が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

この法律において「指定地域」とは、環境大臣が特定工場等において規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

第二章 特定工場等に関する規制

第四条 (規制基準の設定)

都道府県知事は、前条第一項の規定による指定をするときは、環境大臣が特定工場等において発生する振動について規制する必要がある程度に及ぶ区域を指定するものとする。

町村は、前条第一項の規定により指定された区域(以下「指定地域」という。)の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でないこと認めるときは、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその變更及び廃止について準用する。

第五条 (規制基準の遵守義務)

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

第六条 (指定地域内における工場又は事業場(特定施設)の設置の届出)

指定地域内において工場又は事業場(特定施設)を設置しようとする者は、その特定施設の設置の開始の日(以下「届出日」という。)の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類の数

四 振動防止の方法

五 特定施設の使用方法

六 その他環境省令で定める事項

前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第七条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の施設が特定施設となつた際現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設)が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第八条 (特定施設の変更等の届出)

第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日(以下「届出日」という。)の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(計画変更報告)

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受けた日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止

の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等につ

の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告すること

ができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第七条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。)又は一の施設が特定施設となつた際現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の特定施設)が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第八条 (特定施設の変更等の届出)

第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日(以下「届出日」という。)の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

(計画変更報告)

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受けた日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止

の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告すること

ができる。

(氏名の変更等の届出)

第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等につ

いては、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、四年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第十三条 市町村長は、小規模の事業者に対する

第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該報告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第三章 特定建設作業に関する規制

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴

う建設作業を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行ふ必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- 四 振動の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

二 前項ただし書の場合において、当該建設作業を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

三 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

第十五条 市町村長は、指定地域内において行

われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設作業を施

工する者に対し、期限を定めて、その事態を除くするために必要限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

三 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による報告又は命令を行うに当たつては、生活環境の保全に十分留意しつゝ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第四章 道路交通振動に係る要請

第十六条 市町村長は、第十九条の測定を行つた

場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

道路管理者は、第一項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

第五章 雑則

第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な

限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設作業を施工する者に対し、特定施設の状態、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設作業を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条 電気事業法（昭和三十九年法律第七

十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第三条、第八条第一項、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する振動によりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

市町村長は、第一項の規定による特定施設につ

いて、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

第十九条 市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設、特定建設作業若しくは道路交通振動の状況に関する資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べることができる。

国は、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第二十条 国は、振動を発生する施設の改良の

ための研究、振動の生活環境に及ぼす影響の研究その他振動の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

この法律の規定は、地方公共団体内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第六章 罰則

第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 国は、特定工場等において発生する

振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第二十六条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年六月二四日法律第四二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年四月二一日法律第七五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年五月二一日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第八条から第十条まで、第十九条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十条の六第一項第三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第三号の改正規定に限る）、第二十五条（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十七条第二項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る）

る。）、第二十六条（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十一条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）、第三十条及び第三十一条（振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十八条第一項の改正規定中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）、の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）
百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）
百六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていなくても、これを改正後の規定に定めるものとする。この法律の施行の日以後においても、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていなくても、これを改正後の規定に定めるものとする。この法律の施行の日以後においても、当該各号に定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成一二年五月三一日法律第九一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日法律第九二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定並びに附則第七條、第八條、第九條第五項、第十二條から第十四條まで、第四十四條、第四十七條、第四十九條、第五

十条（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十二条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

附則（平成一六年六月九日法律第九四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二三年六月二日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の公布の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。

附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法

治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第七十七号から第九号まで、第二十二号（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三号から第二十七号まで、第二十九号から第三十三号まで、第三十四号（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五号、第三十七号、第三十八号（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九号、第四十三号（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四号（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五号（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七号から第九十二号まで、第九十九号（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三十三号、第一百三十五号、第一百七号、第一百八号、第一百

十五号（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百十六号（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百十八号（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第二百二十条（都市計画法第六条の二、第七号の二、第八号、第十条の二から第十二号の二まで、第十二号の四、第十二号の五、第十二号の十、第十四号、第二十条、第二十三条、第三十三号及び第五十八号の二の改正規定を除く。）、第二百二十一条（都市再開発法第七号の四から第七号の七まで、第六十号から第六十二号まで、第六十六号、第九十八号、第九十九号及び第二百四十二条の改正規定に限る。）、第二百二十五号（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二百二十八号（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第三百一十一号（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七号、第二十六号、第六十四号、第六十七号、第九号及び第九十二条の二の改正規定に限る。）、第四百四十二号（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八号及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第四百四十五号、第四百四十六号（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七号第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九号（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一号、第九十一号、第九十七号、第二百三十三号、第二百四十一条、第二百八十一条及び第三百一十号の改正規定に限る。）、第五百五十七号、第五百五十八号（景観法第五十七号の改正規定に限る。）、第六十号（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六号第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一号及び第十三号の改正規定に限る。）、第六十二号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律第十条、第十二号、第十三号、第三十六号第二項及び第五十六号の改正規定に限る。）、第六十五号（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十九号、第七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第七十四号、第七十八号、第八十二号（環境基本法第十六号及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第八十七号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五号の改正規定、同法第二十八号第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九号第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四号及び第三十五条の改正規定に限る。）、の規定並びに附則第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十五号第一項、第二十六号、第二十七号第一項から第三項まで、第三十号から第三十二号まで、第三十八号、第四十四号、第四十六号第一項及び第四項、第四十七号から第四十九号まで、第五十一条から第五十三号まで、第五十五号、第五十八号、第五十九号、第六十一条から第六十九号まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十八号、第八十号第一項及び第三項、第八十三号、第八十七号（地方税法第五百八十七号の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九号、第九十号、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五号から第一百七号まで、第一百八十二号、第一百七十七号（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四号第八項の改正規定に限る。）、第一百九号、第二百二十一条の二並びに第二百二十三号第二項の規定 平成二十四年四月一日

（振動規制法の一部改正に伴う経過措置）

第七十八号 都道府県知事が、第七十八号の規定の施行に際し、同条の規定による改正前の振動規制法第三条第一項の規定により指定した地域（市の区域内の地域に限る。）を廃止しようとする場合においては、同条第二項後段の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定であつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二十三年二月一四日法律第一二二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附則(平成二六年六月一八日法律第七二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日